

事 務 連 絡

平成30年2月21日

指定障害福祉サービス事業所等 御中

茨城県保健福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービス事業所等の指定更新手続きについて

日ごろから、本県の障害福祉施策の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記について、障害福祉サービス事業所等の指定の期間は指定の日から6年間となっております。事業所の指定有効期間が満了するまでに、指定の更新手続きを行なわないと指定障害福祉サービス事業所等として運営を継続させることができなくなるため、下記の点に留意の上更新の手続きをお願いいたします。

※指定日は県から送付した指令書に記載してありますのでご確認ください。

記

1 対象サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 共同生活援助
- 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型、B型
- 施設入所支援
- 一般相談支援事業所（地域移行支援、地域定着支援）

2 更新申請書の受付期間について

指定更新申請書は、指定有効期限（指定日及び指定更新日から6年後の日の前日）の属する月の前月に必要書類を揃えて提出してください。

※指定の有効期間は指定日及び指定更新日から6年間になります。

(例) 平成24年4月1日付けで指定(更新)を受けたサービスの場合

指定(更新)日	指定更新日	指定有効期限	更新申請書受付期間
H24. 4. 1	H30. 4. 1	H30. 3. 31	H30. 2. 1~ H30. 2. 28

3 更新申請書の提出方法について

郵送で受付します。

あて先〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県保健福祉部障害福祉課自立支援グループ

封筒表面に**朱書き**で**指定更新申請書在中**とお書きください

4 申請書の提出書類について

提出書類については、「指定更新申請提出書類一覧表」をご参照ください。